

# 総務常任委員会

平成13年2月20日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎森河 昌之      ○ 浅井 正八      松田 正  
山本 直子      松村 健一      西谷 剛周  
萬里川議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
同 参 事	吉田 昌敬	同課長補佐	乾 善亮
企画財政課長	池田 善紀	企画文化課参事	野口 英治
同課長補佐	野崎 一也	同課長補佐	山崎 善之
同課長補佐	西谷 桂子	税 務 課 長	植嶋 滋継
教委総務課長	森田 桂司		
同課長補佐	西川 肇	生涯学習課長	田口 好夫
同課長補佐	加藤 保幸	監 査 書 記	藤原 伸宏

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子      同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会宣言（午前9時00分）

町長 あいさつ

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名議員を私より指名いたします。署名委員に、松村委員、西谷委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、継続審査案件の（1）藤ノ木古墳周辺整備に関するることについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習 藤ノ木古墳周辺整備に関することについてであります。ご心配を  
課長 かけておりました公有化につきましては、町長も所有者に協力を求めています。資料1に表させていただいております赤の斜線部分の土地について、本年1月10日に土地売買契約を行なったところであり、宅地と致しましては774.73㎡、農地として254.73㎡の合計1029.46㎡の土地と居住家屋を含む補償を合わせました合計金額2億2800万円で契約したところであり、

す。

なお、現在住居として利用されていますことから、新しく住居を建築していただき引越し後、現建物をこぼって更地にしていただくことから引き渡しを受ける期限につきましては、平成14年3月31日とし、契約金額の7割を執行し、代替地の手続きを進めているところがあります。できるだけ早く整備事業にかかれるよう努めているところがあります。

次に、藤ノ木古墳の発掘調査についてであります。先の総務委員会で説明いたしましたように、本年1月9日より調査箇所を閉塞しておりました土のう袋の撤去作業にはいり、本格的に発掘調査に着手し、羨道閉塞部の閉塞石自体へは1月22日より始めております。現時点では約70%の進捗状況となっております。調査の予定としましては、

3月上旬までに現場調査が終了できますよう努力しておりところであります。なお、出土遺物につきましては、特に顕著なものはありませんが、6世紀項半の大型横穴式石室の閉塞施設の構造解明ができればと考えております。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

浅井委員 契約者は何名ですか。

生涯学習  
課長 契約者は土地所有者と建物所有者の2名でございます。代替地の関わりがありますので、それに対して三者契約ということで、事業地として2名代替地の所有者1名、そして町ということでございます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。  
次に、(2)コミュニティバスの運行についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課参  
事 コミュニティバスの運行についてということで資料2をご参照いただきたいと思います。役場を9時と午後1時に出発いたします経路につきましては従来の運行経路でございます。その中で停留所の前に番号、竜田ネオポリス、峨瀬、西老人憩い家、中央体育館、法隆寺駅北口、いかるがホール、5丁南は新設致しました停留所でございます。併せまして、資料2の2枚目につきましては、役場10時40分に出発いたしまして、従来の経路より反対方向で中央体育館の方へまいりまして、服部、小吉田、三室休日診療所、西老人憩いの家、笠町、竜田大橋、小林ハイツ、峨瀬、竜田ネオポリスを通りまして役場へ戻ると、それから役場を出発いたしまして法隆寺前、中宮寺、ふれあい交流センターの方へ行きまして、そこから法輪寺、法起寺、東老人の家

というように反対方向に回る設定をしております。それと併せまして朝8時30分から白石畑を出発いたしまして、役場まで住民の交通機関として利用していただくように考えております。

また、東小学校から下校時にコミュニティバスを活用しております件につきましては継続してまいりたいと考えております。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

松村委員 前回利用者の数を聞きましたが、その後いかがですか。

総務課参事 2月10日現在で1年間通しまして40人になっております。

松村委員 40人というのは1日ですね。

総務課参事 1日平均40名の乗車でございます。

西谷委員 これは2台で運行するという考え方ですか。それと、以前の中でほとんど乗降客がいないような停留所について、それを見直すとかそのようなことを検討されたのかどうか。

総務課参事 運行のバスは1台でございます。朝8時30分に白石畑を出発いたしまして、9時に役場に戻りますので1台で活用できると考えております。

見直しにつきましては、アンケート調査等、リフトバスの利用者等も考えまして7箇所につきましては、前回の委員会でも申し上げている通りでございます。

松田委員 少なくとも3月定例会での会議で今言われているような関係での取

扱いではいかんのではないかと思う。少なくともコミュニティバスの運行について12年度は試行ということで始めてきているわけですから、その結果を踏まえて13年度運行する、そして契約者は誰であるという具体的な関係を提示をし、そして契約金額はどうするのかということなど、契約内容を示されるべき。

ただ単に運行経路の変更ということだけの扱いであってはいけないと思いますのでその辺のことをご検討いただきたい。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件についても、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、その他審査事項として(1)3月議会定例会の付議予定議案について予め説明を受けることにいたします。

はじめに、①斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例について及び各課報告事項の(1)斑鳩町外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等を閲覧に供する期間を定める規則について(2)斑鳩町外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程についてを一括議題とし、理事者の説明を求めます。

総務部長

(資料3、8、9により説明)

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

山本委員

条例の第2条4の部分で(1)から(5)までであると思うのですが、斑鳩町で具体的な形で教えていただきたいと思います。

総務部長

1点目については、財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行ということで、例えば社会福祉協議会とかそういったものにあたると思います。それと町が出資しているものとは財団とか公社そ

ういった関係になろうかと思ひます。町が借入金元金若しくは利子の支払を保証しているもの、これも公社が債務保証をしておりますので、そういった関係になると思ひます。

町が受益権を有する信託についてということですが、特にこの4号については該当ないと思ひます。5号については団体とかに公の施設を委託している場合がござひます。観光協会とかに施設を管理してもらっている場合、そういった場合についての出納その他の監査ということがあたると思ひます。

委員長 次に、②斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 (資料4により説明)

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、③特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 (資料5により説明)

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 条例の制定に伴って規則が必要にんるのですが、規則の取扱いはどうされるのですか。

総務部長 規則につきましては、先般の議会運営委員会でどういった取扱いをさせていただこうかと相談させていただいた中で、22日開催の議会運営委員会の方で規則の関係について説明していただいたらどうかという話をいただいております。その際に私共の方で作らせていただきました関係について説明させていただこうと考えております。

松田委員 議運で協議をいただくというより、規則との関わりあいによって倫理の関係が決まってくると思うのです。できれば心的には反対ではないのですが、このことも含めて議運で議論をしてもらったらと思います。規則もできない状況の中でこのものを先行していくというのはいかなものかと思っておりますので、できればそういう対応をしてくれた方がいいのではないかと思います。

総務部長 この関係につきましては、併せて議運の中でご説明をさせていただきたいと思っております。その方向で委員長さんをお願いをしたいと思います。

委員長 次に、④平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、理事者の説明を求めます。

企画財政課長 （資料6により説明）

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

山本委員 民生費の老人福祉費の関係で利用者の件数がどうしてこんなに減ってきたのか。

企画財政課長 当初、民生費におきまして介護保険が始まると同時に生活要介護支援という新しい事業を実施しているわけです。年間の利用者を見込みまして予算計上をいたしたわけですが、当初その要望等が国から下りてくるのが遅かったという状況もありました。また受け入れ施設につきましても、すぐに4月以降対応ができないという状況でございましたので、本格的に動き出したのが夏以降となってきました。そういう関係から年間の延べ利用者件数が減ってきたということでございます。今現在は十分それらに対処するように担当課の方では、周知して利用を広めるように努力しております。

松村委員 土木費の道路新設改良費についてもう一度お願いします。

企画財政課長 道路新設改良費でございます。まず国の臨時対策経済対策事業として平成12年度で三代川の方で橋をかけております。町道407号線でございます。その延長といたしましてその橋から鳩水園の方へ向った部分の町道について拡幅をするということで、その工事費と、もう1つは三井岡本線の整備でございます。もう1点は龍田西3丁目の土地開発公社で保有して開発いたしました道路につきまして、道路の部分、水路部分を買戻しするというところでございます。以上の合計で1億1870円の増額でございます。

松村委員 龍田西3丁目はどこですか。

企画財政課長 峨瀬地域にある代替用地でございます。平成11年度に購入している分でございます。

松村委員 すでに移っている人の所ですか。

企画財政課長 その部分の道路でございます。



松村委員 三室の人も二人移りました。そこのところですか。

企画財政  
課長 そうでございます。

西谷委員 今の続きでお尋ねしたいのですが、今言われているのは問題になっている集会所の所、パークウェイの代替地用地の土地のところへ、要は移転してもらって、そこへ町道として道路を付けるということですか。

企画財政  
課長 開発地内におきまして、代替用地と公共用地がございます。道路と緑地、水路もございます。その道路部分につきましてそのまま土地開発公社で保有しておりましたが、金利がかさんでまいりますので、町の方で買収させていただいて、処分していくということでございます。計画といたしましては、その続きの方で南側の方にチサンマンションの間、西の山に抜ける道路がございます。そこまで抜いていってその機能を果たしていくと考えております。

西谷委員 今代替用地で家が建っていますね。その前に進入路として道路があります。あれは今言われている部分に入らないのですね。

企画財政  
課長 造成した中の道路でございます。

西谷委員 たとえば用地を最初買いますよね、そこで代替用地の時の説明では、造成をして坪単価24万、それで代替用地として提供しましたと。要は今言われている道路も少なくとも含めてその代替地の単価に入らないといけないのではないかと。

助 役      ご存じのように代替地で2戸、峨瀬集会所で1戸として、当初は実測が1, 825㎡の開発許可をとって公社が取得した。当然その開発をしていくには、家を建てる土地に対して道を接続しなければならない。その道の接続は別問題だと思います。例えば一戸建ての場合については、これは1つの道に接続して道がついていると、この場合は奥に入っていくけですね。奥に入っていくって、その3つの集会所を入れて土地の有効が図れるということですから、道路面については、当然町が代替地を出した限りは町が負担すると、こういう趣旨なのです。

松村委員      ご説明の内容はわかったのですが、常識的でないような気がします。

助 役      当然デベロッパーがやる場合に、この開発道路はすべてデベロッパーの名前になっているわけです。それを寄附するかそれとも売買するかということをやっていくわけです。全体的には負担をかけているところもありますけれども、かけてないところある。個々に開発していく場合に道路は別問題として造成していく。これが原則です。ところが大きな開発については全てを入れてですね、道路も入れて、そして道路は各お買いになる所有者の名前にはならなくて、デベロッパーの会社の名前、事実そういうこともありますけれども、これもそういうことから関係しても町が当然負担をしていく。

同時にこの道路は町道として南へ突き抜ける予定をしている。12m行けば4mの道路があるのです。それは牧野斑鳩線のところに接続するという道路ですから、当然これから土地所有者と交渉してこの道路は町道として接続していくということでございます。

西谷委員      あとで結構ですので、今助役の言われているその周辺の町道の計画の図面がありましたら見せていただきたい。

松村委員      バイパス路線上の人が二人行きましたよね、他と比べて非常に広い面、100坪前後あるのですか、今住んでおられるところは30坪ぐ

らいのところ。金額的にも有利になっているのではないかと思います。代替地の斡旋はこれからもでてくる問題です。これから進めるのに、この例と比べて住民の方がいろいろ言ってくる恐れがあるような気がする。そんなことはありませんか。

委員長 憶測でものを言うことがないように、相手は相手の買い方がわからないので、答弁だけしっかりして下さい。

それから場所をわからず説明しているし、聞いている方もわからないので、3月に付議される予定でございますので、その時に十分審議したいので、場所的に三代川沿い等の地図だけ出していただくように。

助 役 一般的に申し上げますと、代替地を希望される人は、その方が納得すべきところを望まれる。したがって自分が納得できない単価、広さでなければ買われたいということでございますから、今後におきましても代替を希望される所有者が納得する形で進んでいくであろうと思いますので、松村委員がご心配されようなことはこれからもないのではないかと思います。

松村委員 それは、また資料をお願いします。

話が出ましたので、その他にしようと思ったのですが、2月15日の朝日新聞に峨瀬の自治会長が逮捕というのが大きく載っておりました。それは自治会から自治会費を金額は8万円だったと思いますが、新聞の扱いは何かあるのではないかと、私どもは代替地の問題で私たちなりに調べたこともあって、あの逮捕に関連して現時点で町としてわかっていることがありましたら教えていただきたい。

委員長 その他のところでお願いします。

次に、⑤議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。なお、各課報告事項の（5）学習活動支援設備整備事業等につい

ても専決処分の内容と関係する案件ですので、併せて説明を受けることにします。

生涯学習  
課長 3月議会に提出させていただきます平成12年度一般会計補正予算(第6号)におきましては、国において日本新生のための新発展施策の具体的な事業の1つとして情報通信技術の基礎機能の早期復旧を図るために学習活動支援設備という事業が創設されたことによりましてパソコン等の情報通信機器を全額国庫補助金で設置しようとするものであります。歳入歳出329万円の補正をお願いするものでありますことから、議会の議決により規程された町長の専決処分として本年の1月9日に専決させていただいたものであります。  
(資料7、12による説明)

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

西谷委員 指導者は何人程度使われるのかということと、公民館の使用は通常9時、9時30分ぐらいには終わらないといけないという現状の利用の仕方というのがあるが、公民館の夜間の延長をされるのかどうか。

生涯学習  
課長 13年度の講習の部分については委託を考えております。その中で講師と補助員を1名ずつと考えております。

公民館の使用の実態として、夜の9時30分頃ではないかということですが、国の施策という中で1000人受講していただくという考えをさせていただくという中で、先程講座の時間帯、曜日の設定の関係を申し上げましたが、勤務されている方の関係も合わせて考えていきますと、夜7時に始めたとすれば3時間で10時になるわけですが、それより早くなってくると、お勤めの方が受講しにくいということを考えているところです。ただあとの公民館の利用については特に延長するということは考えておりません。

西谷委員 パソコンのソフトによって違うと思うのですが、こういうソフトでできるようなものということで、具体的なソフト名を出されてやられるのか。自分の使っている機種を違うかったら、受けても利用できないということがある。

生涯学習  
課長 調査して次回に報告いたします。

山本委員 現状の視聴覚室の利用との関係で大丈夫なのでしょうか。  
資料12(5)の6年間の適正な設備の管理が必要である。と書かれていますが、この設備は具体的にはどういう設備、常時出ているものですか。

生涯学習  
課長 視聴覚室の利用は中央公民館の中で一番利用が少ないということで、この場所をという考え方をさせていただいております。  
利用者等の重なりはないのかということについては、調整をさせていただきたいと考えております。  
適正な管理ということでございますが、329万円の予定で設置させていただきます機械を処分することにないうようにということでございます。後の利用については今後考えていかなければならないかと考えておりますが、おっしゃっていただいている設備というのは今回設置させていただく一式のものでございます。

山本委員 パソコンというのはテーブルの上に置いて使うものだと思うのですが、それを具体的にどのように管理するのでしょうか。

生涯学習  
課長 ノートパソコンということで考えておまして、利用時間以外の時は収納させていただくということです。

委員長

以上、3月議会定例会の付議予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について報告を受けていきます。

まず、(1)斑鳩町外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等を閲覧に供する期間を定める規則について(2)斑鳩町外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程については先程の説明のとおりであります。

暫時休憩いたします。(午前10時10分)

委員長

再開いたします。(午前10時30分)

次に、(3)斑鳩町消防団第2分団詰所の移転についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長

昨年12月15日の消防運営委員会におきまして、法隆寺参道西観光自動車駐車を平成12年度末で廃止するというので、その土地を消防団第2分団詰所の移転建設用地として借用してまいり、平成13年度で建設をしていくとのご理解を得たところであります。その際には移転地が法隆寺の門前ということから、特に景観に配慮した建築物とすること、消防団と十分に相談、検討を行いその意見を繁栄させることなど、委員皆様からご意見を賜ったところでございます。

その後、消防団の皆さんとご相談申し上げご意見を賜るべく1月12日、及び2月3日に消防本団役員会議を開催し、第2分団詰所の建築についてご説明申し上げ、その中でもご意見等賜り、それをまとめたものを資料10として平面図等を提出させていただいております。

(資料10により説明)

次に、財源でございますが、主には防災まちづくり事業にかかります起債、地域総合整備事業債を活用してまいりたいと考えており、充当率は85%でございます。今後の予定でございますが、新年度に入りますと実施設計にとりかかり、6月中に建築についての入札を行い平成13年12月中旬の完成を目途に進めてまいりたいと考えており

ます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

松村委員 場所がどこで、お金がいくらかかって、具体的に建てる中身はこういうな感じで、現状と比較してこうであるというように、初めて聞く人でもすっとわかるようにやっていただきたい。

総務課長 申し訳ございません。位置図につきましては消防運営委員会で前回提示させていただきましたので、今回省略いたしましたことをご了承いただきたいと思います。

金額につきましては予算がありますので、現段階ではまだ申し上げにくいことがあります。

現状との比較であります。町内に第1分団、第3分団の詰所がございます。参考までに建物の面積等を報告させていただきます。第1分団の詰所でございますが、ご存じのように消防コミュニティセンター、集会所を兼ね備えた施設でございます。建物につきましては256.5㎡、延床面積、2階部分も含めたものでございます。平成7建築でございます。建築費用につきましては1億2,669万円でございます。土地の広さにつきましては1043.52㎡でございます。次に、第3分団詰所でございます。建物につきましては鉄骨造2階建てで延床面積82.5㎡で、平成2年建築でございます。建築費は今資料がございません。土地の面積は296.56㎡となっております。

松田委員 法隆寺西参道駐車場を第2分団詰め所の用地として考えていくということについては異論はないのですが、具体的な関係で、あの位置から見て念頭に置かなければならないと思うのは、法隆寺周辺整備計画との兼ね合いにおいてどう位置付けるかということが大事であろうと思う。そのことが建物設計その他の関係について予算的にかなり配慮しなければならない面がでてくるのは否定できないと思う。そうであ

るとするならば、その周辺整備計画とマッチしたものでないといけな  
いということが基本になると思う。

それと、斑鳩町には3分団あるわけですが、第2分団のあるべき姿、  
こういうものを考えるときにそれぞれ1分団、あるいは2分団、3分  
団の形を踏襲するというのではなくて、法隆寺周辺にそういう建物  
を建てるということについて位置付けをはっきりする必要があるだろ  
う。その意味で多少特別の配慮はありますが、1つは法隆寺のそれぞ  
れ催しものが行われる、消防団の出動要請があるのは2回ほどあるの  
かなと思うのですが、少なくとも他の詰所と違って法隆寺などの歴史  
的な文化行事が行われる際の消防の協力要請がある。そのことに対応  
できる設備内容が求められるのではないかと思います。そういうもの  
に配慮した建物、配置になっているかどうか検討する必要がある。

そういう面から見て、消防だけを考えることがいいのか、あるいは  
法隆寺のそれぞれの行事があって、警察の出動に対する援助体制が多  
いという面において、警察いわゆる派出所的な面についての考え方を  
どう活かしていくのかということがあっていいのではないだろうかと思  
う。

そういうことから考えていって地理的な面からの条件ですが、参道  
側からいわゆる東側にはずっと田があるわけですね。あの田はどうな  
ってくるのか。あの関係について借り受けることができるのかどうか  
ということが大きな要素になっていると思う。その辺の見とおしの判  
断はどうされているのか。

この見取り図の最後をみてみますと、現在の駐車場の車輛の出入口  
を中心にしてあるわけですね。消防車等の出入口の関係というのは、  
出入口として明示していないのですが、北側になっているのだろうな  
と思うのですが、出入り口の関係は一体どのように考えられているの  
か。

それと、2階の関係ですが、詰め所と言われているのですが、この  
場合2階は詰所というよりも休憩室という方がいいと思う。詰所とい  
うのは車庫のある1階にあるほうが望ましいのではないかと、という



のは警備の関係等がありますから。そういうことから見ていくと、真中に町は備蓄室として考えているようですが、この辺倉庫にしてしまうより警備の詰所的な考え方に立つ方がいいように思う。そういうことにするといろいろ条件があると思うが、警備の際に巡査がここに合流できる場所にも使えるわけですから。そういう考え方に立つことが第2分団の立地的な条件と特性を發揮する面で望ましいのではないかと思う。

それから東側の田圃の方の関係については、確かに生け垣がいいのかもわかりませんが、生垣の種類によってはいろいろ問題が出てくるし、できるだけもう少し景観上の面から見ても配慮する要素というものがないのかと考えられると思う。そういう面でももう少し第2分団の車庫のみの位置づけでなく、もう少し配慮した考え方に立った方がいいのではないのかという感じがしています。

総務課長

周辺整備計画の位置付けということでございます。歴史的地区環境整備街路事業の都市計画道路、法隆寺藤の木線の起点でもあるということで、それに併せて整備も考えていきたいと考えております。

それから周辺整備計画について、都市整備課とも景観に配慮したものの等、それぞれご相談申し上げながら整備を進めてまいりたいと考えております。

消防団第2分団の詰所の整備の位置付けでございますが、整備構想でも若干申し上げましたが、法隆寺地域の消防防災活動の拠点として位置付けております。そういった関係でお寺の催し、その他警察の出動態勢の援助、こういったことの消防団としての役目もあるのではないかとございまして、警察につきましては消防第2分団詰所を整備する中で、今法隆寺のお寺の東側に駐在所がございまして、警察の方もこの駐在所の移転を考えておられまして、去る2月の始めに町の方にも敷地の中の設置も含めました中で寄付のご相談があったわけでございますが、その中で先程言われました参道東側の田、こちらの方、もしくは第2分団の現在の詰所跡に移転をしていきたいという

話があったところでございます。

警察の方につきましては平成14年度で整備をされるということで聞いておりますので、これからそういったことも含めて警察とも話を進めておきたいと思いますが、現在警察の方で言われるのは、提示しております敷地の中では警察の駐在所を設置するのを考えていないということです。その理由として、参道から西側に引っ込んでいるということでございます。

それから、参道東側の田を町としてどうするのかということですが警察の兼ね合いもございますが、今日までの経過としまして、この田には小作権がございまして売買等については難しいと聞いております。現在の所、町としては買い上げる計画はございません。

建物の出入口の関係でございますが、この道路境界線のところに面して6m道路が東西に走っております。6m道路の方に向って南から北へ消防自動車2台が出て行くということでございます。この配置図からみまして壁面瓦葺き塀というように書いておりますが、この壁面と出入口の間の車の関係ですが、この図面では消防車の車庫から東側の方への車の通行は考えておりません。こういった配置につきましても現段階の案でございますので、今後またいろいろご意見賜る中で考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それから、2階の関係でございますが、2階は休憩所、1階は土間部分の詰所で、警備の関係で1階の備蓄倉庫部分を利用してはどうかというご意見でございますが、ご意見を賜りました中で考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に、平面図の東側の生け垣でございますが、これにつきましては景観に配慮したものをというご指摘をいただきましたので、東側の田、警察との関係もございまして、これらの話が進みます中で景観に配慮したものであるということで考えてまいりたいと思っております。

松田委員

この性格の面についていろいろ配慮しなければならないことがあるのですが、主体性は町にあるわけですから、町が主体性を持って考え

ていくべきである。

ただ、我々として念頭に置かないといけないのは、いずれにしても門前線の関係について最後に残っているのは南大門前ですよね。この関係については、1件残っていて強制執行の手続きに入る段階にあるということを言っているのですが、そのことも門前整備と併せて、駐在所であるのか、派出所であるのかわかりませんが、そのことにも係ってくるのは間違いないと思うのです。そうしますとこういう関係のものと併せた関係をどのようにしていくのかということについて、十分周辺整備の計画と合わせて考えていく必要があるだろうと思うのです。いずれにしても法隆寺を中心にした周辺に、できれば駐在所も置きたいという考えがあるだろうと思う。そのことについて県も町も一致するのかわかりません。その中で一体このことについて切り離れたらいいのかどうかということが今後出てくるだろうと思う。それは今後検討してみたらいいと思う。

車庫の出入口の関係ですが、消防車の出入口の関係は十分考えておかないといけない。この道路の状況を見ると、隣道路の北側にありますお店の観光バスなどが絶えず駐車している状況にあると思うのです。そこで常時出入が可能な関係にしておかなければならない状態にあると思う。そのことについては十分に配慮しておかないと必ずトラブルのもとになるだろうと思う。

それとこの種の問題について、道路に面した部分については1箇所だけ出入があったらいいということではなく、出入り口はどこからでも出られるという体制の方がいいと思う。しかも消防車庫の北側の関係では、回ろうと思ってもできないという関係、そういうことが必要になってくるのではないか。6m道路があるからということで、消防車が優先に通れるという状況が必ずしもなっていないわけですから、観光バスとの関係もあることは間違いないと思う。そういうことが考えられるし十分検討していく必要があると思う。

それから、予算がどの程度いるということが言えないということはおかしいと思う。現在の考え方についてはこの程度の財源を必要とし

ますということが言えないといけない。この程度の費用が必要となってくるだろうという関係はあってもいいと思う。それは建物の関係、維持の関係となりますと借地ということでやっていこうとするわけですから、借地の関係についてこれはどうなっていくということ年度間維持費はこういうことになるという程度は関係は言えなければいけないし、また言うのが親切ではないかと思う。これを求める方が無理なのですか。

総務部長 警察の関係は、門前整備に併せまして移転ということも検討に入れて申入れがあったと思います。我々としてはこの移転地の横の田もしくは、現在使っているところのいずれかということでございますが、できましたら委員さんも言われていますように消防施設と絶えず両隣にある方がベターだと思いますので、町も積極的に土地の協力が得られるように精力を費やしていきたいと思えます。

出入口につきましても、これからもう一度見直すことができます。確かに言われるように絶えずバスが縦列に3台ほど並びます。また道路の方までも並列して置かれた場合のことも予期しないといけないということからも、複数であれば後ろの方からも回れるという考え方もあろうと思えますので、図面的に可能かどうか考慮していかないとはいけません。

そのことも含めましての建築費でございますが、今年度予算は8,800万円を予定しております。そういった中で今案として出している図面を出しております。そういったことで法隆寺門前にふさわしいような景観、それと歴道の出発点にふさわしいような関係につきましても担当課と調整協議しながら検討してまいりたいと思えます。

それと借地の関係ですが、年間270万円を予定しております。

西谷委員 これに関わって建設水道委員会でこの件について意見があったという話を聞いたのですが、具体的にどういう意見が出たのか。

総務部長 土地所有者の関係から引き続き貸してあげようということで、我々としてはこの際に分けていただけないかという話をしたわけですが、地主さんはあくまでも従来と同じような方法で貸すということであれば使ってくださいという話でございましたので、そういう方向でさせていただくということでございます。ただ建設常任委員会におきましては、借りるよりも買った方がいいのではないかと、土地の権利関係いろんな面から見てもその方がいいのではないかというご意見もいただいておりますが、我々といたしましては地主さんの意向等々を踏まえまして、そういった方向で進めさせていただこうと考えております。

西谷委員 町として実際買収をするのと、借地にするのと、双方いろいろメリットがあると思うのですが、どういう分析をされてこうなったのか教えていただきたい。たとえば借地の場合でしたら、そういう固定資産とか税金の面で上がってくると思うのですが、その辺のところ。

総務部長 借地でございますので、地主さんが固定資産税をお支払いいただくこととなります。我々はそういったものを加味した中で賃借料を算定していくこととなります。

総務課長 面積につきましては1287㎡でございます。借地の根拠でございますが、この付近の定期借地権付住宅をもとにこの面積に対しまして定期借地権付住宅での土地を貸した場合の根拠をもとに出しております。ただ1287㎡のうち建物を建てるために造成をいたしまして、その部分につきましては通常1割で、1割面積から引いた部分で算出をしていきます。

税金については、部長が申しましたとおり固定資産税の宅地並課税がかかってきますので、この部分を含めた額で契約をしてまいりたいと思います。

総務部長 土地を買収するという事に併せまして、その土地があまりに大きすぎるのではないかという意見ですが、我々としてはいろんな計画、先程ご意見いただいている中での土地利用等考えますと、それだけの土地は必要になるだろうと判断しております。

土地を買収するとなると、2億3,300万円になります。賃貸でいきますと1億3,000万円ということで50年で計算しております。50年間の契約ということで考えておりますので、この50年間を見ればそういった考えになりますので、我々としては借りた方がいいという判断であります。

西谷委員 3月議会で説明される時には、できるだけ住民にとって借りた方が安いという部分を強調して説明をしていただきたい。

委員長 次に、(4)斑鳩町補助金予算一部執行差止請求事件についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課参事 斑鳩町補助金予算一部執行差止請求事件についてご説明いたします。事件名については斑鳩町補助金予算一部執行差止請求事件、奈良地方裁判所受付、平成12年12月8日行ウ第21号であります。原告といたしましては待野寛氏、被告、斑鳩町長小城利重、被告の代理といたしまして弁護士の川崎氏、着手金105万円となっております。この請求事件の初公判が平成13年2月14日であることから、訴訟に関する弁護士への委任にかかる着手金の予算措置について各総務常任委員さんにおかれましては予備費から流用することにご理解をいただきありがとうございます。

次回の公判につきましては3月14日となっております。

委員長 説明が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

西谷委員 今の説明の中で委員会として電話でそういうことをしたいと報告が

ありましたが、これを納得したということではありませんので、そのへんを確認しておきます。この件に関して住民から監査請求が出て、町がその裁判を受けていかないといけないという中で、基本的にそういう監査請求を受けないような行政にすべきではないのかと思う。条例や規則、要綱にのっとって行政が当たり前のことを当たり前にするというようにやっていただきたい。

委員長 次に、（５）学習活動支援設備事業等については先程の説明のとおりであります。

以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

松村委員 先程申し上げた件で峨瀬の自治会長が詐欺罪ということで逮捕されたことに関連して、現時点で町が聞いている事実、あるいはその周辺のことをつかんでおられることがあれば教えていただきたい。

総務部長 その関係については、我々も新聞報道で知る範囲内でしかわかりません。そういったことについては今警察の方で取調べをされているということでございます。我々としてはどうこう言える段階でないと思えます。それに関連して自治会につきまして会長が不在となりましたので、役員会が開催されております。その中で当分の間、会長代行として届け出をしていただいております。日々の広報などの文書等の配付についての担当の方も聞いております。これは２月１９日町の方へ来庁されまして、文書でもらっております。今後予定といたしましては３月２０日ごろには自治会で総会を開催されるということも聞いておりました、その中で役員の改選、地縁団体の設立及び集会所建設に伴います件についてご協議をいただくというように予定にされていると聞いております。

松村委員 資料11を見ると、峨瀬自治会の集会所の問題についてのことですね。この訴えと新聞報道されたこととは関係ないのですか。

総務部長 これにつきましては、あくまでも私の方の補助金の内定通知を出しております関係についての差止請求というようなことですので、逮捕につきまして直接関わりがあるかどうかについては、今の段階ではどうこう言えるようなものではないと思います。

松村委員 本件に関しましては西谷議員が前回一般質問で取り上げておられましたが、新聞には8万円のことだけ書いてあるのですが、このことに関連して町が警察から聴取されているということはないのでしょうか。

総務部長 ございません。

松田委員 先般郡の正副議長会が行われたときに、生駒郡の議員の親睦会のゴルフコンペの事なのですが、この種の問題は正副議長会で協議をする性格のものかなと、そのことについて個人的の見解からいって疑問に思う。私も議長をさせていただいて、議長会に何度か行ったことはあるのですが、1年で交代いたしましたら、あと運営されていることについて審議をしないままに経過をしてしまう。

私はこの時期の関係といたしますと、私の記憶にある限り、生駒郡の各議会の議員が勉強会をするという関係はそうなかったと思う。この前ありましたのは県の主催のものでなかったかと思う。郡の予算の中には勉強会を踏まえるような行事があると思う。いずれにしても、正副議長会の関係については、市町村合併問題などを議論をしていただいた。そういう意味から言って、個人負担でしてもらうからいいやないかという感覚で物事をとらまえていくということについてはいかなものかと思っている。生駒郡4町の行政が、あるいは地方分権制度におけるコミュニケーションが不可欠であると位置づけるのであれ



ば、そういう場を持ってくれればいいのではないかと思うのです。それが、ゴルフコンペで後打上式を信貴山でやるから来なさいというようなことをなぜやるのか。

年度末で結局予算の執行上の問題でこういうことを伴うのは仕方がないことと思わないでもないのですが、私はこういうことが漫然と繰り返されるのはいけないことだと思う。ここに議長はおられません、今後できれば郡の議長会の開催などはそれぞれ各自治体に場所をお持ちであるわけですから、”山”でやることについてはもう止めてほしいというように思うのです。”山”でやることについて止めてほしいし、なおかつ開催の時間を3時とか4時とかいう関係についても止めてほしい。それは必ずそこに飲食という関係がついてきているという感じがしますから、そういうことの誤解も受けるということにもなると思います。

郡の議長会の関係についての会計内容は我々は知る余地がないわけですから、そういうところから言っていけないことだと思いますので、せつかく各議員がそれぞれの各自治体において厳格にこういう関係について、公金の無駄使いと言われることのないようにとっておりますから、そういうところからいろいろな問題が起こることがあってはいけませんので、そういった面についても対応してほしい。まして、来年度今年、斑鳩町が郡の議長会の会長ということになっているようですから、そういうことである限りは、そういう面についても見直しが必要なところは見直してほしいと思う。厳格な運用と併せて行事内容等について検討してもらえるようにしてほしいなと思っている。

この種の問題は総務委員会で言うことではないかも知れません。できれば議会運営委員会などでよく議論をしていただいて、対応していただきたいと思う。これからいろいろと問題になってはいけませんので、変えることができるのなら勉強会の方にさりげなくやってもらう方がいいのではないかと思います。

以前にもこの関係については、ソフトボールの関係から始まっているんですよ。そういったことで、ゴルフをされる方はどれだけいるか

わかりませんが、それなら有志だけ集まってやられてはどうかと思う。しかも、議長会ならまだしも正副議長で副議長も巻き込んでこういうことを決めたということに問題があると思う。

これは私の感覚で余計なことかも知れませんが、年度末でもあるしなどの配慮もあって考えるということは悪いとは言いませんが、そういうことについては多少批判めいた声が議会から出ても悪いことではないのかなと思うのです。

委員長       この委員の中には議会運営委員もおられるので、その中でいろいろご検討していただきたいと思います。

その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件は全て終了いたしました。なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長       それでは閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

町 長       あいさつ

委員長       これをもって閉会いたします。(午前11時30分)

|